

寝屋川市告示第 9 号

寝屋川市屋外広告物条例第8条第1項第3号

の規定による区域の指定について

寝屋川市屋外広告物条例（平成26年寝屋川市条例第31号）第8条第1項第3号の規定により区域を指定したので、屋外広告物条例施行規則（平成26年寝屋川市規則第1号）第3条の規定によりこれを告示する。

なお、その関係図書は、寝屋川市まち政策部まちづくり指導課において縦覧に供する。

平成27年1月23日

寝屋川市長 馬場好弘

1 名称及び指定の範囲

	名 称	指定の範囲
①	寝屋川市駅周辺指定区域	寝屋川市駅周辺
②	香里園駅西側周辺指定区域	香里園駅西側周辺
③	香里園駅東側周辺指定区域	香里園駅東側周辺
④	萱島駅周辺指定区域	萱島駅周辺
⑤	東寝屋川駅周辺指定区域	東寝屋川駅周辺

2 指定の区域

別紙1～4のとおり

3 指定の期日

平成27年4月1日

以上







